

特定非営利活動法人 みんなの後見きょうと 定款（一部抜粋）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなの後見きょうとという。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市右京区嵯峨野有栖川町40番地91に置く。

（変更後の主たる事務所）

京都府京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1「ひと・まち交流館京都」2階京都市市民活動総合センター内

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、地域住民に対し個人の尊厳の保持と自立の支援という福祉の基本理念のもとに高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）に関する福祉及び権利擁護に関する事業を行い、もって地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1） 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- （2） 社会教育の推進を図る活動
- （3） 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- （1） 高齢者等の生活全般に関わる諸問題の相談事業
- （2） 任意後見制度の普及、手続支援、任意後見人の受任等の事業
- （3） 法定後見制度の普及、手続支援、成年後見人等の受任事業
- （4） 高齢者等の死後事務受任及び遺言書作成支援、遺言執行事業
- （5） 高齢者等の身元保証に関する事業
- （6） 高齢者等の生活全般の支援に関する事業
- （7） 成年後見制度等に関する講演会、各種研修会等の開催及び講師派遣事業
- （8） 成年後見制度等に関わる行政機関、各種団体との連携、支援に関する事業
- （9） 成年後見制度等に関する情報発信、情報誌、刊行物の発行事業